

## 日本医療・病院管理学会 学会等団体連携に関する規程

### 1. 目的

本規程は、関連する団体、各委員会、会員等が講演会その他の事業に関して行う**共催、協賛又は後援等**を定義し、その取扱いについて定める。

### 2. 定義

(1) **共催**とは、企画から実施まで各共催団体が責任をもってその行事を行うものとする。そのため、共催団体は企画当初から内容、運営、経費負担方法などについて本学会と協議を行うものとする。

(2) **協賛、後援**とは、主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛又は後援団体は名義貸与の協力を行うものとする。ただし、協賛又は後援団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。

### 3. 共催、協賛、後援等の承認

(1) 本学会より他団体へ共催の依頼を行う場合、企画者はその計画について理事会の承認を得なければならない。

(2) 本学会より他団体へ協賛又は後援等の依頼を行う場合、企画者はその計画について、執行理事の承認を得、理事会に報告しなければならない。

(3) 本学会が他団体より共催、協賛又は後援等の依頼を受けた場合、執行理事の承認を受け、理事会に報告しなければならない。

### 4. 対象となる事業

共催、協賛又は後援等の対象となる事業は、学術的内容または公益的性格を有するものであり、本学会の活動に貢献できるものとする。

### 5. 対象となる団体

共催、協賛又は後援等の対象となる団体は学協会および官公庁等、又はこれらに準ずるもので理事会が認めたものとする。

### 6. 運用に関する取扱い

(協力内容)

(1) 共催団体はそれぞれの会誌等に掲載内容等を掲載する。なお、協議により経費の分担を行うことがある。

(2) 協賛又は後援団体は会誌等に掲載内容の要旨等を掲載する。なお、経費負担は主催団体が行うものとし、本学会は協賛又は後援団体としての負担行わない。

(依頼手続き)

(1) 本会からの依頼：

① 他団体への依頼文書は、本会理事長もしくは学術総会長等により他団体の理事長又はこれに準ずる者宛とする。

② 学術総会長、例会企画者、その他の会員が他の団体に共催、協賛、後援等を依頼して行事を行うとする場合であっても、あらかじめ執行理事の承認を得なければならない。

③ 共催、協賛、後援等を過去に依頼したことのある団体、事務局で保存している学会、団体等のリストを閲覧し、事務局に依頼文書の発送を依頼することができる。

④ 社会専門医協会の構成学会など関係の深い学会等とは、早い段階で関連学会の理事を通して理事会もしくは学術総会長・大会長に共同・連携企画の依頼を実施できるよう学術総会企画調整委員会などと連携し調整をしていく。

⑤その他、学会、団体等との連携を促進のために調整を図っていく。

(2)他団体からの依頼：

- ①他団体からの依頼文書は原則として当該他団体の理事長又はこれに準ずるものより本会理事長宛てのものでなければならない。
- ②ただし、場合によりその事業を企画した他団体の支部長、部会長、委員長などより本会の理事長宛のものであっても差し支えない。

(対象団体)

### 1. 目的

本法人の目的を達成するために行われる事業として、「共催、協賛、後援に関する規程」第5項の対象団体の適否を決定する際の基準を示したものである。

### 2. 任意団体

共催、協賛、後援等を行う団体が法人格を有しない任意団体の場合は次の三項目の判断基準に照らし理事会でその団体の適否を決定する。

- (1) 定款又はこれに変わる会則を有しかつ内容堅実な団体であること。(2) 原則として機関紙を定期的に発行していること。(3) 原則として十分な会員数を有する団体であること。  
ただし、過去において共催、協賛、後援等を承諾した団体についてはこの基準に拘束されず行事内容によって審議決定できるものとする。

### 3. 財団法人

財団法人の場合はその団体の寄付行為、事業内容及び共催、協賛、後援等を行う行事内容によって審議決定するものとする。

### 4. 特殊法人

特殊法人については官公庁に準ずるものとみなす。

### 5. 大学・民間企業など

対象団体が単独の大学あるいは民間企業であっても、対象となる事業の内容が学術的内容または公益的性格を有する者である場合は、その行事内容によって審議決定するものとする。